

公益財団法人宇治市公園公社

平成24年度事業計画書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

I. 基本方針

公益財団法人宇治市公園公社は、都市環境の改善と市民福祉の増進に寄与することを目的として設置された公益財団法人である。

その目的達成のため、宇治市における都市緑化推進事業及び公園緑地事業の発展振興を図り、市街地の緑化及び緑地保全を促進するとともに、都市公園等の円滑な管理運営及び健全な利用を通じてスポーツ・レクリエーションの振興に努め、今日まで、市民の理解と協力を得て、都市緑化事業に取組み、緑豊かなまちづくりを推進するとともに、スポーツ・レクリエーションの振興による健康づくりを推進するなど、公益事業の発展的展開を図ってきた。

この間、指定管理者制度の導入により、平成18年度から平成21年度までの4カ年間は植物公園及び有料公園施設について、宇治市及び宇治市教育委員会の指定管理者の指定を受け、また、その後の平成22年度から23年度の2カ年間も継続して指定を受けて、公益事業及び収益事業の充実を図り、これまでと同様に市民サービスに努め、市民の満足度を高めるとともに、経費削減等を図るなど民間の経営視点を導入して効率的な管理運営に努めてきた。

さらに、本年度は新たに指定管理者が指定される節目の年度であったが、より一層の経営改善に中断なく取組むことを条件に引続き指定を受け、指定管理期間を5カ年間とする運営管理のスタートを切ったところである。

これを受けて、引続き健全経営と安定・充実したサービスの提供を行い、市民サービスの向上、経費の削減及び効率的な運営の推進に努めるものとする。

一方、公益法人制度改革に伴い、本法人は、いち早く新公益法人制度の下で、運営の明確化と透明性の確保に向け、収支相償と公益目的事業費の比率確保、経理的基礎及び専門技術能力の確保、法人のガバナンス強化、コンプライアンスの強化を実施し、併せて関連三法に基づく事業の再構築を図った。

こうした中、公益財団法人として社会的信用を得て、使命感と責任感を持って、一層の公益事業の充実を具現化するため、平成24年度以降も継続して指定管理者の指定を受けることが必須の要件であったが、引続き指定を受けたことにより、

指定管理者制度の趣旨に沿った効率的な運営とともに、寄附金控除や税負担の優遇措置など公益法人によるメリットを活用し、健全で透明性の高い経営と施設の運営を通して効果的な公益事業の実現を図ることとする。

II. 事業計画

1. 公益目的事業

(1) 植物公園運営事業

宇治市植物公園が、都市緑化の拠点として、市街地緑化及び緑化保全の推進並びに市民の緑化意識の向上に資するため、環境保全、防災、景観、レクリエーション等の機能を有するみどりの憩いの場として設置されたことを深く認識しつつ、しなやかで柔軟な発想と公益法人としての強い自覚と責任感に基づいた経営に努める。運営では、都市の魅力を高め、豊かな生活の核となる公園を理念とし、公益性の強化、顧客満足度の向上、企業倫理の確立を目指し、緑の情報発信、緑の空間の創造、入園者の増加、参加型事業の促進、施設の充実、子供対象の事業企画、高齢者・身障者の対応などの施策展開を実施する。

また、社団法人日本植物園協会の活動に呼応して生物多様性の保護、絶滅危惧植物の収集・保存に取り組む。

- ① 「植物管理が行き届いた常に来園者の満足度が高い植物公園」を目指す。
「植物を見る側にたった植物公園管理を行うこと」に努める。
- ② 来園者に、「発見・感動・憩い・安らぎ」のある花と緑の空間を提供するために、質の高い植物管理を引き続き行う一方、源氏物語の植物や桜など琴線に触れる植物の充実を図り、特に桜については、優美に成長したシダレザクラ、サトザクラを引き続きアピールする。
- ③ 植物への関心を高め、緑化啓発を図るため、展示会31回、講習会31回及びイベント19回を行う。〈別紙1・開催予定表〉
- ④ 職員による園内案内も年間を通して行う。また、夏休みに親子で楽しめる様々な講習会を始め、要望の多い樹木管理、バラ管理、野菜作りなどについては、シリーズで講習会を行う。
また、近年作り手が少なくなっている菊作りについても伝統文化の継承のため、関係団体の協力を得て、シリーズで講習を行う。
さらに、各世代のニーズの多様化に対応して、季節ごとに楽しめるような企画事業を行う。今年度も平成22年度及び平成23年度に行ったハロウィンパーティーを開催し、併せて開園記念無料公開を実施する。
- ⑤ 平成22年度から開始したハーブ、有用植物園については、さらに充実させ、

暮らしに役立つ植物を教育の校外学習等にも活用してもらえるようにアピールする。

また、緑化啓発に役立てるため、グリーンカーテンや壁面緑化見本、生垣見本・駐車場緑化見本などの植物や相談業務の一助となる新しい品種などの見本植栽を展示する。

- ⑥ 生物多様性の保全を植物公園の目的にしていくとともに、広く環境問題に取り組む視点に立ち事業を行う。昨年度に引き続き、市民参加のコンテストでのグリーンカーテン部門の充実を図る。

また、絶滅危惧植物の収集・保存を行い、来園者への情報提供を行う。

さらに引き続き、園内植物についての生態調査(生物季節)を続け、気候変動に伴う植物の変化について、他の植物園と連携して調査し、情報発信に努める。

- ⑦ 植物公園の利用拡大のために、引き続き市民参加のコンサート、展示会、イベントなどに工夫を凝らして多様に行うとともに、毎年好評を得て、市民にも定着している「蛍ナイター開園」を行う。

また、21年度に市及び市水道部の協力により、園の敷地として新たに整備拡大した南東部広場(1624.4㎡)は、平坦な広場であるとともに眺望も良く、多様な活動が可能であるため、植物公園の魅力を増す施設として、認知度をさらに高め、イベント等の活用を図る。

- ⑧ イベント時の小・中学生の入園無料の期間を拡大するとともに、誕生日に入園された方に記念品をプレゼントする。
- ⑨ インターネットホームページ、ポスター、チラシ、また各種メディアへの情報提供などより効果的な広報宣伝を積極的に行う。
- ⑩ 開園以来16年目を迎え、設備機器の保守整備を計画的に行う。
- ⑪ 園内来園者のより安全な利用を促進するため、定期的な安全確認や避難訓練などをマニュアルに沿って引き続き行う。

(2) 緑化推進事業

全ての人々が持続可能で豊かな生活を営む上で必要不可欠な緑化、全ての人々が生命を育み繋ぎ、恩恵を享受する緑化の推進に地域の施設としてのその役割を担い、着実な取組みを行う。

本法人では「公益財団法人宇治市公園公社都市緑化基金」を設け、市民等からの協力により、基金の造成を図り、この基金の運用益によって、市街地の緑化の普及・啓発活動を行うとともに、ポケットパークの整備を始め民有地緑化の技術支援など、様々な事業を実施し、緑あふれる街づくりのための財源として活用する。

公益法人化の導入メリットである寄附税制を積極的に活用して市民や企業・団体

の協賛を得ることとし、本法人と市民・企業共に手を携え都市緑化を推進する環境整備を行う。

寄附を通して緑化活動を経済的に支える市民の層を広げることにより、活動の規模を広げることによって、更に量的・質的に充実した緑化活動を展開する。

① 都市緑化基金の造成、管理及び運用

都市緑化基金の利息(果実)により実施する都市緑化基金事業に取り組む。公益法人にかかる税法上の特典を活用し、基金に対する寄附を得られる基盤づくりを行う。また、基金の管理運用についても安全かつ効率的に行う。

② 都市緑化基金事業

都市緑化基金から生じる果実を活用し、民有地の緑化と花のあるまちづくりを推進し、社会的課題である地球温暖化、防災の観点も視野に入れた緑豊かで潤いと安らぎのあるまちづくりを形成する。

また、都市緑化基金事業の充実により、緑化の意義を深めてもらい、緑化基金となる寄附活動の促進を図る。

さらに、より多くの市民に事業の趣旨と助成内容等を周知するため、公社ホームページに諸申請書を始め、詳細を載せ利用促進を図る。

○ 花と緑の街並みの推進

- * 花と緑のコンテストを24年度は一時休止し、市民の緑化の底力を上げるため、まちかどふれあい花壇や学校花壇を管理しているボランティアの方を対象に花壇設計、土壌改良、植付け、管理などに関する花壇講習会を開催し、花壇づくりに必要な知識や技術を指導する。なお、グリーンカーテンのコンテスト事業は引続き継続していく。
- * 市の花と緑の街並み紹介、手づくりの庭紹介、暮らしの中の花と緑の効用、花壇の作り方と管理、庭木の植付けと管理などを内容とした冊子を刊行する。
- * 花と緑の街並みと手づくりの庭の展示会の開催
- * 都市緑化基金事業に関する説明会と講習会の開催
 - 緑化助成事業
 - 生垣緑化・庭先緑化・駐車場緑化・壁面緑化の効用
 - プランター貸出事業
 - ワンランクアップの植栽デザインと管理
 - 記念植樹事業
 - 樹木の植付けと管理

③ 緑化の普及、啓発事業等

市民一人ひとりの緑化意識の高揚を願い、「みどりゆたかな住みたい住んでよかった都市」の実現をめざして、宇治市とともに取り組む。

宇治市緑化ボランティア「みどりの会」の植物公園事業参画など、緑化推進への市民参加を進める。

23年度に引き続き、緑化活動をスーパーバイズする園芸技師を配置し、ボランティアをコーディネートするグリーンアドバイザーの業務を市から受託、園芸技師の指導助言の下に、グリーンアドバイザーを派遣することとし、緑化の普及・啓発、活動推進体制の充実を図る。

- 4月15日から5月14日までのみどりの月間に関連し「花と緑のキャンペーン」を実施、緑化啓発展を4月16日～4月23日、緑のウォークラリーを4月29日に行う。
- 生物多様性の保全の観点から、植物園の役割を伝えるため、「植物園の日」展(4月24日～5月6日)を行う。
- 10月の都市緑化月間に「宇治市緑化フェア(10月14日)」を実施、緑化啓発展を10月22日～10月26日に行う。
- 地域団体・市民の緑化活動に対して技術相談や講師派遣等アウトリーチ活動を展開し、緑化活動を支援する。

○ 緑の相談所事業

- * より開かれた相談所にするとともに、相談員を対外的にアピールし、活用を促進するため、相談員を講師とする講習会を積極的に開催する。
また、「緑の相談所だより」を発行する。
- * 相談業務、講習会、都市緑化基金事業のための実習場所及び植栽見本園を設けて、対象者により具体的な緑化啓発が出来るように工夫する。
- * 緑の相談の充実を図るため、相談員の研修参加、相談所のデータ整理、相談者への説明方法の工夫、公園公社のホームページによる情報発信などを行う。

(3)運動公園・体育館公益運営事業

＜黄檗公園、東山公園、西宇治公園及び巨椋ふれあい運動ひろば＞

市民スポーツ・レクリエーションの振興を図り、もってスポーツ需要及び健康の維持増進に資する等の市民福祉の向上を目的として設置した黄檗公園・東山公園・西宇治公園、及び巨椋ふれあい運動ひろばの管理・運営を行う。

- ① 東西2施設の立地条件が異なることから、それぞれのロケーションを活かした利用を行うが、管理については共通化を図る。

各施設に、体育施設運営士(日本体育施設協会)、プール施設管理士(日本プールアメニティ協会)、スポーツプログラマー(財団法人日本体育協会)等の有資格者を配置し、スポーツ施設としての専門的知識を持った者による管理運営にあたる。
- ② 施設の利用の効率的かつ円滑な運営を図るため、公の施設として、公的行事の場の確保を図ると共に、公平公正で透明度を高め、より多くの市民のスポーツ施設利用の確保が出来るよう本法人として、月次・随時できめ細かな利用調整を行う。
- ③ 総合型地域スポーツクラブ、学校教育活動、学校教育スポーツ教室、及び公的競技大会等への施設使用を図る。
- ④ トレーニング室を利用し、エアロバイクやランニングマシーンなどの運動機器を使用、インストラクターの指導による定期使用会員と臨時使用者とを対象に個人の体力や健康目標に合わせた健康増進の健康づくりを行う。

併せて、健康増進事業を自主事業として取組み、体育館の魅力を増幅させる効果を狙う。また、各トレーニング室において、管理栄養士による健康相談を週1回実施する。
- ⑤ 23年度に試行的に実施した植物公園をロケーションに「植物と健康」をコラボレーションした複合的な健康講座を本格・継続的に実施していく。
- ⑥ 体育館での各種大会等をインターネットホームページに掲載し、身近なスポーツ情報の発信を行い、各体育施設での市民のスポーツ活動が見える施設づくりを推進する。

2. 収益事業

(1) 飲食・物品販売事業

- ① イベント開催に合わせ喫茶の場を設け、旬の食材や有用植物を活用したオリジナル菓子・飲料などを調理し提供することにより、来園者の憩いとくつろぎ、交流の場となるように努める。
- ② 園内には一部を除き、自由に芝生地など立入りが可能で飲食も出来、手軽な飲食提供を要望されることから、入園者のサービスの向上に供するため、イベント時にオリジナルヘルシーランチ、パンやアイスクリームを販売、植物公園では、花苗、植物ガイドブックや絵葉書、オリジナル下敷き、急な雨に対応して傘等、体育館では施設使用に必要とされるラインテープ等を販売する。

(2) 運動公園・体育館一般運営事業

＜黄檗公園、東山公園、西宇治公園及び巨椋ふれあい運動ひろば＞

- ① 体育施設の運営管理ならびに施設運営に必要とする適切な見識と知識・技能を修得した「体育施設運営士」を黄檗公園、西宇治公園に配置し、スポーツ施設のマネジメント理論を引き続き導入する。
- ② より多くの施設利用がなされるよう有料公園施設の利用調整を行い、施設貸出しなどの業務を適切に行う。
- ③ 「プール施設管理士」を黄檗公園、西宇治公園に配置し、引き続き利用者の安全の確保と衛生環境の向上を図る。夏季のプール開設にあたっては、厚生労働省健康局長通知「遊泳用プール衛生基準」、文部科学省・国土交通省「プールの安全標準指針」に則り実施する。
- ④ ホームページで事業案内等情報を発信し、スポーツの参加意欲の向上を図るとともに、利用者の利便に供する。
- ⑤ 施設の維持管理については、ポンプ類、配管など設備の保守管理に努め、整備を計画的に行う。
- ⑥ 多様な自主事業の健康教室を展開し推進するため、運動施設の空き時間、空きスペースを活用して多様な各種教室を開催し、市民のスポーツニーズにきめ細かく応えるとともに、総合的な健康づくりの取組みを広げる。

＜別紙2・年間日程表＞

3. その他

- 接客マニュアル、救急マニュアル、及び緊急時対応マニュアルの実践学習と研修を適宜行う。
- 公益財団法人としての財務等の情報公開を行う。
- ホームページのセキュリティ対策と周辺整備を行う。